

第 174 回国会質問 60 号 川田龍平参議院議員提出 再質問主意書とその答弁書ならびにコメント一覧表

2010.4.20 提出 2010.4.30 答弁書受領

日本原燃（株）六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液の安全管理に関する質問主意書

日本原燃（株）六ヶ所再処理工場においては、どのような地震に襲われようとも、高レベル放射性廃液（以下「高レベル廃液」という。）が環境中に漏れ出すといった大事故につながることはないよう、その未然防止策を講じていく必要がある。このような問題意識から、平成二十一年十一月十日に「日本原燃（株）六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液の安全管理に関する質問主意書」（第一七三国会質問第二六号）を提出し、同月二十日に政府から付答弁書を受領したが、それは真摯な答弁とはほど遠く、とても納得できるものでない。そこで、本件に関して、答弁書において質問に答えていない事項や疑義の残る事項も含め、以下質問する。

*コメントは「三陸の海を放射能から守る岩手の会」

質問主意書	答弁書	コメント
<p>質問六〇号</p> <p>日本原燃（株）六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液の安全管理に関する質問主意書</p> <p>右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。</p> <p>平成二十二年四月二十日</p> <p style="text-align: right;">川田龍平</p> <p>参議院議長 江田五月殿</p> <p>日本原燃（株）六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液の安全管理に関する質問主意書</p> <p>（「前文」は欄外標記質問趣旨と同文につき省略）</p> <p>— 答弁書の「一の1から3までについて」において「日本原燃は、回収した液体の放射能量について、当該貯槽における液量及び放射性</p>	<p>答弁書第六〇号</p> <p>内閣参質一七四第六〇号</p> <p>平成二十二年四月三十日</p> <p style="text-align: right;">内閣総理大臣 鳩山由紀夫</p> <p>参議院議長 江田五月 殿</p> <p>参議院議員川田龍平君提出日本原燃（株）六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液の安全管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。</p> <p>参議院議員川田龍平君提出日本原燃（株）六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液の安全管理に関する質問に対する答弁書</p> <p>一について</p> <p>現時点においては、日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）から御指摘の文書以外</p>	<p>一について</p> <p>ガラス固化建屋内の高レベル廃液漏えい事故は2009.1.21に発覚した。漏えい廃液約150ℓ</p>

物質濃度を洗浄作業前後で比較することにより評価し、その結果を、経済産業省原子力安全・保安院(中略)に報告するものと認識している。」と答弁しているが、『高レベル廃液ガラス固化建屋固化セルにおける高レベル廃液の漏えいについて(漏えい液の回収及び機器健全性の評価等)』(日本原燃株式会社 平成二十二年二月二十四日付)』以外のより詳細な漏えい放射能の物質収支に係わる報告が日本原燃から報告されるのか、またそれが公表されるのかどうか、政府の認識を示されたい。

二 答弁書の「1-6について」において「事前公表の要否については、日本原燃が判断すべきものと考えている。なお、保安院においては(中略)六ヶ所再処理施設の放射性廃棄物の海洋放出口近隣に立地するむつ小川原港付近の海水等に含まれる放射性物質の濃度等について、日本原燃から四半期ごとに報告を受け、これを公表している。」と答弁している。しかし、海洋放出の有無と連動する形で尾駁港の海水中トリチウム放射能レベルが増減する傾向がみられる(環境科学技術研究所調べ)、四半期毎の事後報告では、日常的に海洋を利用する漁業者、サーファーや釣り人らが、不要の放射線被ばくを避けることが出来ない。そこで政府は公共用

の報告がなされるとは認識していない。

二について

先の答弁書(平成二十一年十一月二十日内閣参質一七三第二六号)一の6について述べたとおり、お尋ねの事前公表の要否については、日本原燃が判断すべきものと考えている。

回収は約16ℓだった。未回収廃液に含まれるセシウム137は広島原爆死の灰2.5発分に相当するほどの高濃度のものである。そして、セル内の洗浄を終えようやく2010.2.24漏えい放射能の回収について報告書が出た。

回収は±19%の誤差で97%とのこと。この世の中で最も危険な物質3%の未回収も多いが、±19%の誤差に驚く。これでは最大22%が未回収ということもあり得るということである。広島原爆死の灰の0.5発分に相当することになる。それがどこに行ったのか曖昧のまま済ませ、再処理を進めようとしている。このことがはっきりとした。これでは国や事業者の強調する「安全第一」は全く言葉だけの飾りにすぎない。未回収の放射能はどこにいったのかその存在が不明であり、このようないい加減な収支報告で済ませては、不注意な取り扱い等により周辺へ放射能汚染がどんどん広がっていくであろう。

二について

海洋へ原燃が大量のトリチウムを含む廃液を日常的に放出し、それについて事前予報をしていない。これについて国は説明もなしに「原燃が判断すべきもの」と回答している。国は公共用水域に係わる不法行為を取り締まる責任があ

水域を利用する人々を守るために、日本原燃に対し、あらかじめ海洋放出日時を公表するよう指導すべきであると考え、政府の見解を明らかにされたい。

三 六ヶ所再処理工場が本格操業になった場合、各貯槽では、最大でどれほどの高レベル廃液が貯蔵されることになるのか、その数値を問う。また、この地震大国で高レベル廃液を液体状態で貯蔵することは非常に危険と考えられる。しかしアクティブ試験におけるガラス固化体製造工程のトラブルはすでに二年以上経過しており、施設が本格稼働するのは、二〇二〇年十月以降となっている。また、今日までのトラブル等の経過から、さらに高レベル廃液の貯蔵が長期化する可能性も考えられる。そこで高レベル廃液は、燃料剪断後、何年くらいの間、貯槽での貯蔵が可能なのか。長期間の貯蔵について危険性はないのか。それぞれ政府の見解を明らかにされたい。

四 事業者や周辺住民の防災意識を高めるためにも、国は、六ヶ所再処理工場の高レベル廃液が環境中に漏えいした場合の周辺環境に与え

三について

日本原燃の再処理事業所再処理施設（以下「六ヶ所再処理施設」という。）に設置されている高レベル放射性液体廃棄物（以下「高レベル廃液」という。）に係る貯槽は、容量約百二十立方メートルの高レベル濃縮廃液貯槽が二基、容量約二十五立方メートルの高レベル濃縮廃液一時貯槽が二基、容量約七十立方メートルの不溶解残渣廃液貯槽が二基、容量約五立方メートルの不溶解残渣廃液一時貯槽が二基、容量約百二十立方メートルのアルカリ濃縮廃液貯槽が一基、容量約百二十立方メートルの高レベル廃液共用貯槽が一基であると承知している。また、お尋ねの貯蔵が可能な期間については、貯槽の運用状況等によって異なるため、一概にお答えすることは困難である。なお、貯槽を含め、放射性物質を内蔵する系統及び機器については、取り扱う放射性物質及び化学薬品、圧力、温度等各種の条件を考慮して腐食しにくい材料を使用する等、適切な腐食対策等を講じた設計となっている。

四について

科学技術庁（当時、以下同じ。）は、六ヶ所再処理施設の事業の指定に係る安全審査を、再

る。放出と連動し尾駁港ではトリチウムレベルが上昇している、情報公開すべきである。鳩山総理は 5.1 水俣病犠牲者慰霊式に出て、国の責任を認めた。水銀を流した「チッソが判断すべきもの」でなかったはずだ。

三について

「本格操業になった場合、各貯槽では、最大でどれほどの高レベル廃液が貯蔵されることになるのか、その数値を問う。」とあるに係わらず、貯槽の容量を答えてごまかそうとしている。

「地震大国で高レベル廃液を液体状態で貯蔵することは非常に危険と考えられる」絶えず冷却し掃気しなければ、沸騰・爆発し環境汚染が心配される高レベル廃液である。最も重大な疑問に回答がない。不安が増すばかりである。

四について

「高レベル廃液が環境中に漏えいした場合の周辺環境に与える影響について、環境影響評価を実施

る影響について、環境影響評価を実施し公表すべきではないか、政府の見解を明らかにされたい。なお、公表すべきではないとするならば、その理由を明らかにされたい。

また答弁書の「二の三について」「六ヶ所再処理施設において高レベル廃液が漏えいした場合の事故評価については、安全審査の過程において、再処理施設安全審査指針（昭和六十一年二月二十日原子力安全委員会決定）を踏まえて行っており、その結果を公表している。」と答弁しているが、当該評価結果を記載した文書名と当該文書のどの箇所に当該評価結果が記載されているのか、当該評価結果の概要とともに具体的に示されたい。

五 答弁書の「三の四について」において「原子力安全委員会が必要に応じ調査を行うこと等により、安全の確保を図っている」と答弁しているが、政府の審議会等において高レベル廃液

処理施設安全審査指針（昭和六十一年二月二十日原子力安全委員会決定）等を踏まえて行っており、その結果は、「日本原燃株式会社六ヶ所再処理・廃棄物事業所における再処理の事業の指定申請に係る安全性について」（平成四年十二月科学技術庁。以下「安全審査書」という。）として公表されている。安全審査書の「4. 2. 8 評価」において、科学技術庁は、高レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへの高レベル廃液の漏えいに係る評価を含めて、日本原燃が行った評価を妥当なものと判断している。

また、原子力安全委員会は、安全審査書等について審議を行っており、その結果は、「日本原燃株式会社六ヶ所再処理・廃棄物事業所における再処理の事業の指定について（答申）」（平成四年十二月十日原子力安全委員会。以下「答申書」という。）として公表されている。答申書において、原子力安全委員会は、科学技術庁が行った右の判断を妥当なものと判断している。なお、これについて記載されているのは、答申書の「5. 2 運転時の異常な過渡変化を超える事象の解析」である。

五について

発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成十八年九月十九日原子力安全委員会決定）等に照らした六ヶ所再処理施設の耐震安全

し公表すべきではないか」との問に対して、国は「科学技術庁は、高レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへの高レベル廃液の漏えいに係る評価を含めて、日本原燃が行った評価を妥当なものと判断している。」と答弁をすり替えている。私たちはセル内漏えいの評価を質しているのではない、「環境」漏えいの影響評価をしている。国は高レベル廃液が漏えいした場合の（環境影響）事故評価については「日本原燃株式会社六ヶ所再処理・廃棄物事業所における再処理の事業の指定について（答申）」「5. 2 運転時の異常な過渡変化を超える事象の解析」にある、と答弁している。これは確認してみたい。単にセル内事故評価でなければいいが・・・。

五について

「政府の審議会等において高レベル廃液の安全管理について耐震性を含めて話し合われたことがあれば」議事録等示してほしい。これに対

の安全管理について耐震性を含めて話し合われたことがあれば、当該審議会等の名称当該議事録の在処を示されたい。

もし仮に審議されていたとしても、大量の高レベル廃液が溜まっている現在、その安全管理について専門の審議会等を設置するとともに徹底した対策を講じ、国民の不安に応えることが政府の役目であると考え、政府の見解を問う。

性については、日本原燃から提出された耐震安全性評価結果報告書等に基づき、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会での議論を踏まえつつ、原子力安全・保安院において厳格に確認を行い、その結果について、現在、原子力安全委員会耐震安全性評価特別委員会等において確認しているところである。

また、昨年発生した六ヶ所再処理施設の高レベル廃液ガラス固化建屋固化セル内での高レベル廃液の漏えいについては、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会核燃料サイクル安全小委員会六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会、同小委員会再処理ワーキンググループ等において、その原因究明、再発防止策等について審議を行っている。

さらに、六ヶ所再処理施設の試験運転に当たって原子力安全・保安院が行う安全規制活動の妥当性については、原子力安全委員会が設置した再処理施設安全調査プロジェクトチームにおいて審議を行っている。

これらの審議会等における審議の状況については、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会のホームページで議事概要を公表するなどして、透明性の確保に努めている。

政府としては、これらの審議会等において引

して「厳格な審査を行っている」などに終始し議事録など示すことができず答えていない。そして質問以外のセル内漏えいについて審議をしているなど余計な回答があった。要するに、最も大事故になる可能性がある高レベル廃液の安全について未だどの審議会においても審議されていないことがはっきりした。

六 答弁書の「三の1について」において「一般のガラス固化建屋ガラス固化セル内での高レベル廃液の漏えいは、ガラス固化技術の成立性に関係するものではないと認識している。」と答弁しているが、日本原燃が技術移転した東海TVF1号溶融炉は1994年に運転開始され七年間に固化体一三〇本を製造しただけであった。それは耐用年数五年ということであったが運転五〇〇日で電極が浸食され、使用不能となり、二〇〇二年三月には廃炉となっている。また六ヶ所K溶融炉はモックアップ試験も終了しないまま、同年の四月に製作され、七月に六ヶ所再処理工場に設置されている。このような経過を見れば「外部専門家により技術の成立性が実証された（中略）技術」（内閣参質一七〇第一一三号、平成二十年十二月十六日付）とはとても考えられない。ガラス固化技術を「実証された技術」とした根拠（外部専門家の氏名、本件について審議した審議会等の名称及び当該議事の概要など）を示されたい。

右質問する。

き続き専門家による厳格な審議を行うとともに、保安検査の実施等を通じ、六ヶ所再処理施設における安全確保の実施状況について厳格に確認してまいりたい。

六について

政府が、核燃料サイクル開発機構（当時）が開発した技術を、外部専門家により技術の成立性が実証されたものと認識している根拠は、核燃料サイクル開発機構研究開発課題評価委員会（廃棄物処理処分課題評価委員会）が取りまとめた「平成十五年度研究開発課題評価（中間評価）報告書 評価課題「ガラス固化技術開発施設における高レベル放射性廃液のガラス固化処理技術開発」（JNC TN1440 2004-002）（平成十六年七月）」である。廃棄物処理処分課題評価委員会は、石樽頭吉埼玉工業大学先端科学研究所長・教授（当時）を委員長として、関連分野の専門家、社会科学の専門家等の委員十二名で構成されたものである。なお、当該報告書については、独立行政法人日本原子力研究開発機構のホームページで公表している。

六について

ガラス固化技術のトラブルにより、再処理は頓挫している。この技術に関して下田敦子議員の質問主意書の答弁書では「外部専門家により技術の成立性が実証された（中略）技術」としていた。ガラス固化技術を「実証された技術」とした根拠を質した。これに対し、「JAEA:核燃料サイクル開発機構」研究開発課題評価委員会（廃棄物処理処分課題評価委員会）が取りまとめた「ガラス固化技術開発施設における高レベル放射性廃液のガラス固化処理技術開発」報告書が根拠である、とこれは明瞭な回答であった。しかし、これは技術開発を進めた JAEA 内の委員会である。この報告書を審査し、評価しゴーサインを出した国の審議委員会の責任が問われるのだが、これについて回答がないのはおかしい。